



発行所 ☎730-0012
 広島市中区上八丁堀8番10号
 建設業労働災害防止協会広島県支部
 発行人 高見誠一
 TEL(082)228-8250
 印刷所 広島市西区東観音町3番8号
 中外印刷株式会社
 TEL(082)291-4646

定価 40円 送料 60円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「建設防広島」の購読料が含まれています。 5月号

**平成27年の県内の全産業・建設業の労働災害発生状況がまとまりました。
 全産業は前年並み。建設業は死傷者数、死亡者数ともに過去最少になりました。**

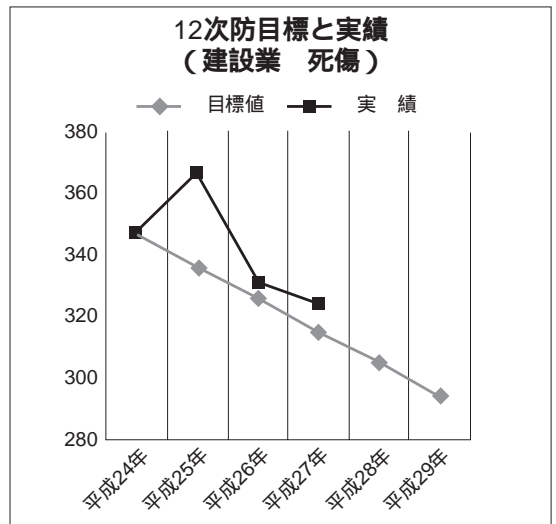
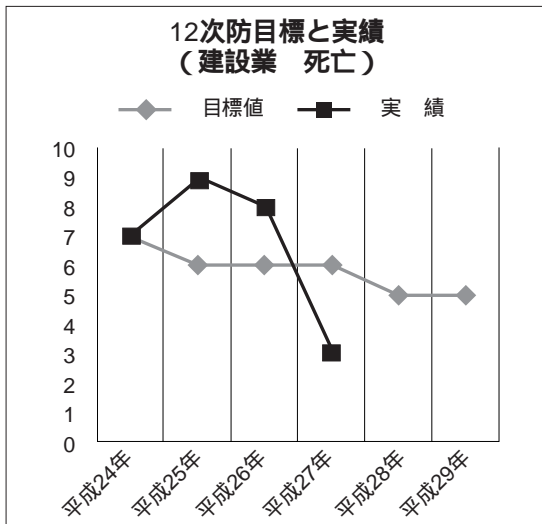
本誌2、3ページにありますように、このほど平成27年1月～12月における全産業、建設業の労働災害発生状況（確定値）を、広島労働局がとりまとめました。

これによると、全産業では死傷災害が1名減の2946名、死亡災害は前年と同じ24名となっています。平成20年に3000名を下回りましたが、以降7年間は3000名を上下し減少傾向が伺われない状況です。業種別では製造業、建設業が減少したのに対し、運輸交通業、保健衛生業、接客娯楽業が増加しています。また死亡災害は緩やかな減少となっています。

平成27年（1月～12月）に県内の建設業で発生した労働災害は、休業4日以上の災害と死亡災害を合わせた死傷災害は、324件となり、前年より7件、2.11%とわずかに減少しており、死亡災害は3件で、前年より5件減少し、死傷災害、死亡災害ともに前年より減少し、過去最少になりました。

しかしながら、建設業にカウントにされませんでした。工事現場の交通整理作業をしていた警備業のガードマンが熱中症で死亡し、ガス会社の作業員が民家解体工事現場のガス管閉止作業の掘削穴の中で、ガス漏れによる酸素欠乏症で死亡する災害が発生していることを考慮すれば、大幅減少とは言いにくい状況です。

労働災害防止5か年計画目標の死傷災害15%減（目標値294人以下）の達成に向け、また死亡災害20%減（目標値5人以下）の維持及び死傷災害目標達成のために更なる減少に向け、今後も努力する必要があります。

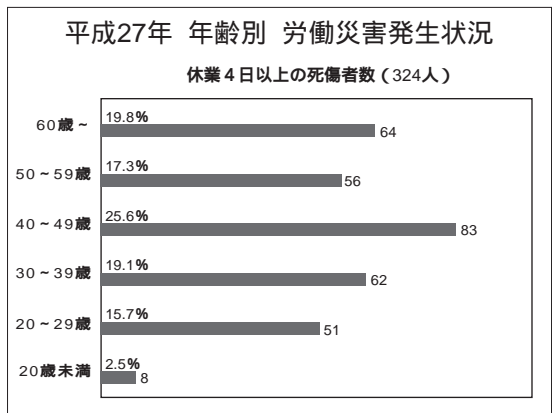
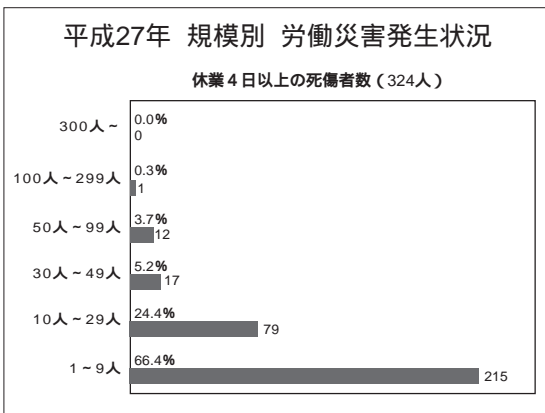
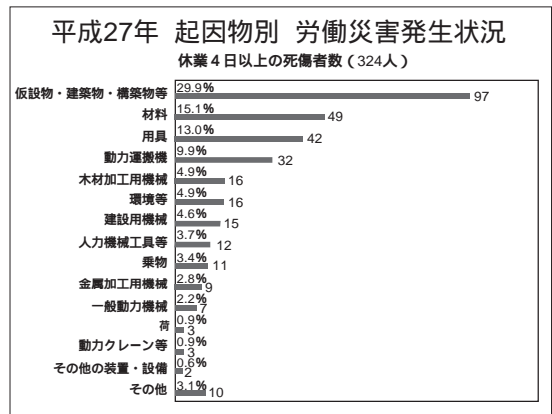
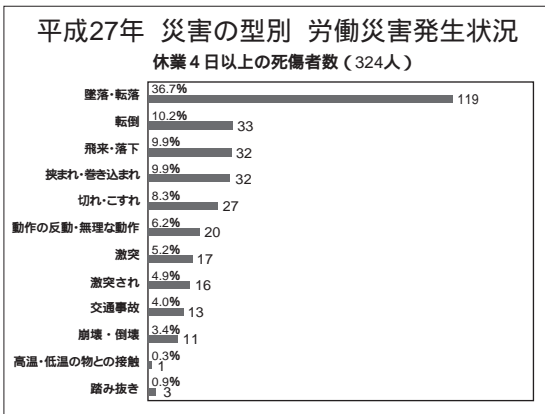
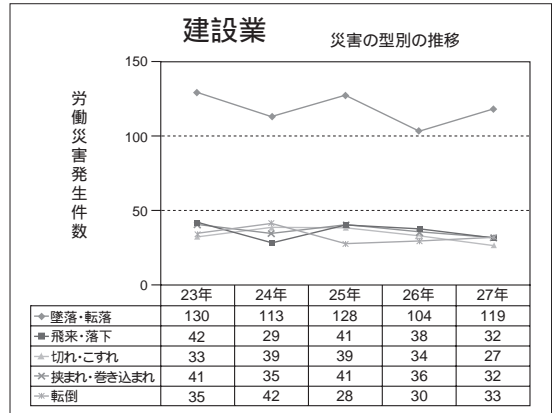
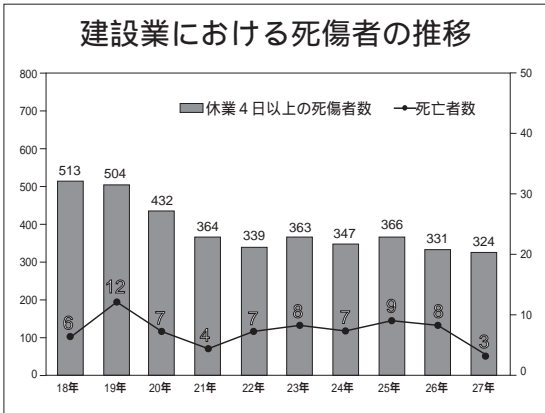


目次	次
平成27年の県内の全産業・建設業の労働災害発生状況がまとまりました.....	1
広島県における労働災害発生状況の推移	
建設業.....	2
全産業.....	3
建設業フィンガー・チェック運動の企業名の公表について	3
厚生労働省が28年の職場における熱中症予防対策の重点業種に建設業と警備業を指定！.....	4
平成27年の熱中症による建設業・警備業の死亡災害の事例.....	5
「土のう設置装置」はクレーン則の対象になると判断される.....	6
建設業における平成27年度（10月～3月）司法事件一覧（送致事案）.....	6
労働災害発生状況.....	7
平成28年度年度更新の手続き.....	7
講習・行事コーナー（平成28年5月～平成28年7月）	8

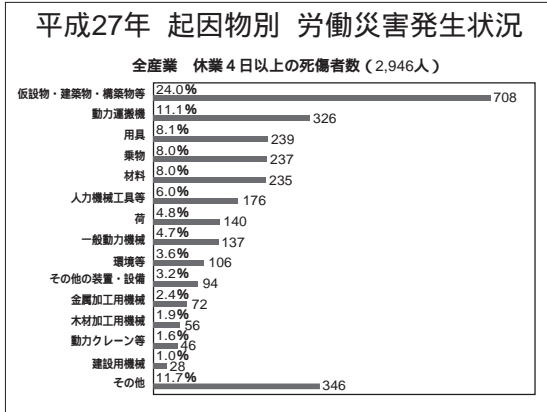
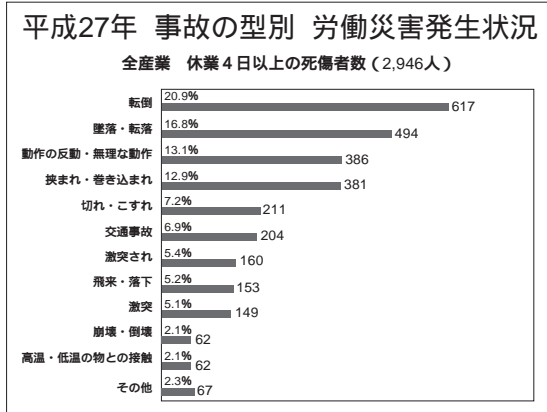
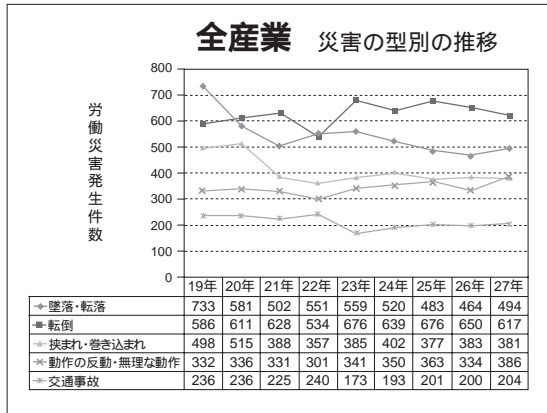
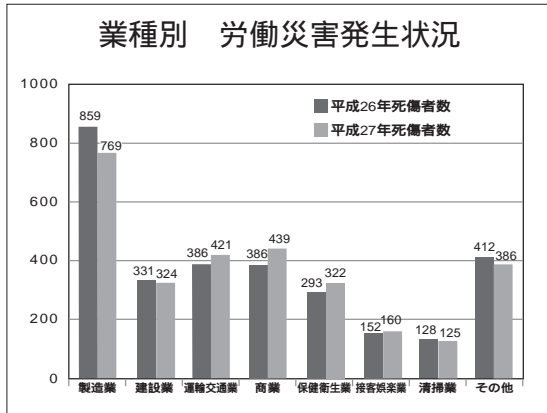
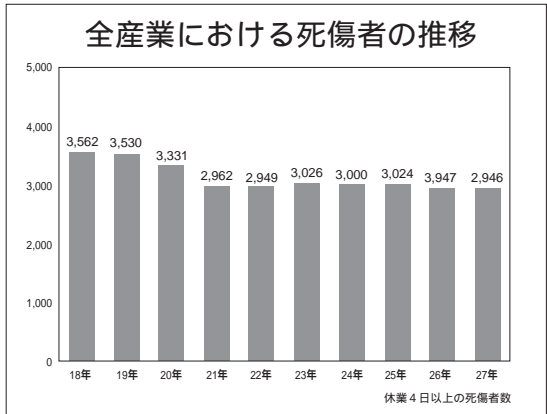
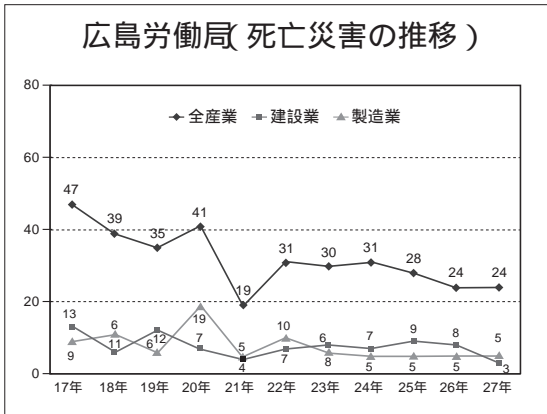
広島県における労働災害発生状況の推移

広島労働局 健康安全課 (平成27年 確定分)

建設業 (死亡災害及び休業4日以上之死傷災害)



全 産 業 (死亡災害及び休業4日以上の死傷災害)



建設業フィンガー・チェック運動の企業名の公表について

平成27年7月以前に広島中央労働基準監督署に運動宣言を提出されている企業の方で、建設業労働災害防止協会広島県支部のホームページへの企業名公表を希望される方は、当課から掲載の依頼を行いますので、同支部のホームページにある「建設業フィンガー・チェック運動宣言の店社名公表について」に記載の上、FAX等により当課までご連絡ください。

広島労働局労働基準部健康安全課

厚生労働省が28年の職場における熱中症予防対策の重点業種に建設業と警備業を指定！

平成27年の熱中症による死亡者数が32人、死傷者数が463人となりました（速報値）。うち建設業及び建設現場に付随して行われる警備業は19人と猛暑であった平成22年の死亡者数と同数になったことから、この2業種を平成28年の重点業種とし、下記の予防対策の重点的な実施を求めています。（平成28年2月29日付基安発第0229号）

1 WGBT値（暑さ指数）の活用

WGBT値とは、湿球黒球温度のことで、暑さ指数ともいい、単位は だが、その値は人体と外気の熱のやり取り（熱収支）を勘案し、湿度・輻射熱・気温の3つを取入れた指標で、WGBT値が28 以上で熱中症が起こる可能性がある。この値は環境省が5月から10月まで「熱中症予防情報サイト」で毎日公表している。

2 作業管理と作業環境管理

冷房等を備えた休憩所を独自に設置できない場合は、管理者等が備えた休憩場所を借用する。その場合はその事を労働者に明確に伝達し、きちんと休憩が取れるようにする。現場管理者は所属労働者に対し、警備員等他の所属労働者が休憩を取りやすい環境づくりを行うこと。

WGBT値が基準値を大幅に超える場合は原則として作業を行わせない。やむを得ず作業させる場合は、単独作業を控え、休憩時間を長めにする。作業中は、労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分および塩分の摂取状況を定期的に確認すること。

高温多湿の作業場所で作業を行わせる場合、熱への順化の有無を確認すること。

尿の回数が少ない、色が濃い場合は労働者に呼びかけ、確認すること。トイレに行きにくいことを理由に労働者が水分の摂取を控えることがないような職場環境にする。

3 健康管理

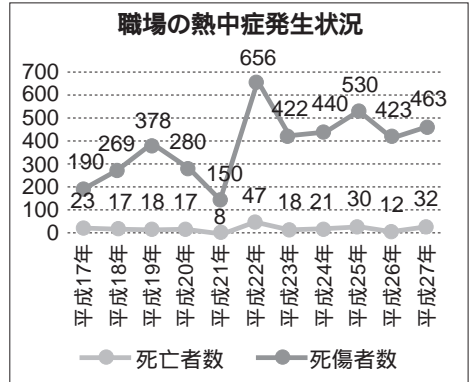
作業員の健康状態は「申し出」だけでなく、発汗の程度、行動の異常等についても確認すること。帰宅途上や帰宅後に死亡に至る事例もあることから、休憩させ身体を冷やし体温が平熱になったことを確認するまで一人にしない。

4 労働衛生教育

現場責任者、職長等現場管理者に対し、新たに作成したカリキュラムによる労働衛生教育を、また、雇入れ時の労働衛生教育を実施すること。

5 応急措置について下記のフローチャートを参考にする。

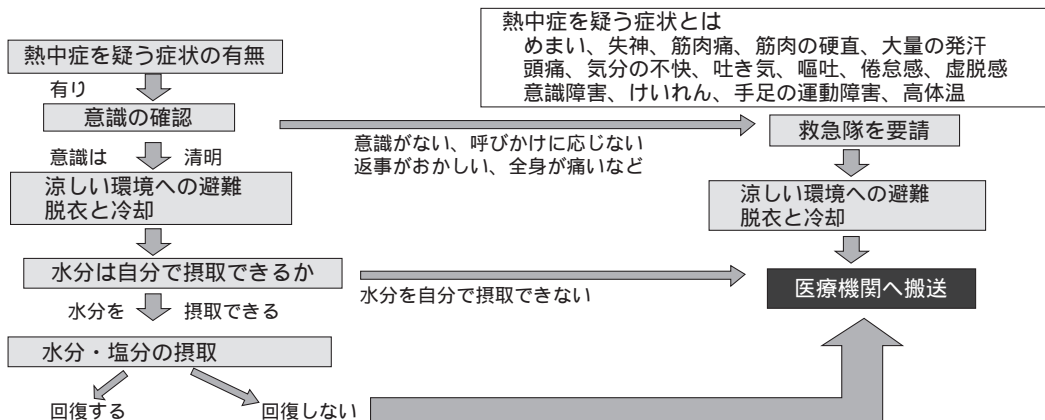
（詳しくは当支部ホームページをご覧ください。）



作業を管理する者向けの労働衛生教育

事項	範囲	時間
(1) 熱中症の症状	・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状	30分
(2) 熱中症の予防方法	・WGBT値（意味、基準値に基づく評価） ・作業環境管理（WGBT値の低減、休憩場所の整備等） ・作業管理（作業時間の短縮、熱への順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の監視等） ・健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体状況の確認等） ・労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法） ・熱中症予防対策事例	150分
(3) 緊急時の救急処置	・緊急連絡網の作成及び周知 ・緊急時の救急措置	15分
(4) 熱中症の事例	・熱中症の災害事例	15分

熱中症の救急処置（現場での応急処理）フローチャート



当支部では、上記に基づく「熱中症予防指導員研修」を開催していますので受講ください。

平成27年の熱中症による建設業・警備業の死亡災害の事例

番号	月	業種	年代	事案の概要
1	7	建築工事業	50歳代	住宅新築工事現場で基礎型枠組立て中、15時頃気分が悪くなり座り込んだので、車で帰宅を指示したが、17時30分ごろ車の運転席で横たわる被災者を発見し、病院に搬送したが、死亡した。当日の環境省が公表したWBGT値は31.8
2	7	建築工事業	30歳代	店舗増築工事現場でU字管排水溝設置作業を朝から行っていたが、16時15分ごろ、突然地面に両膝を付き、肩から落ちるように倒れた。同僚が119番し病院に搬送したが翌日死亡した。同WBGT値は28.3
3	7	建築工事業	50歳代	午前8時から木造家屋解体工事に従事し、16時頃休憩した際に意識朦朧としており、搬送先の病院で死亡した。同WBGT値は28.1
4	7	建築工事業	40歳代	建物屋上で防水作業をしていたが14時頃、体調不良を訴え、5分ほど日陰で休憩したが、良ならず、被災者の希望で自宅近くの病院に搬送中、被災者が暴れ始めたため119番通報し、救急病院に搬送したが、6日後に死亡した。同WBGT値は30.5
5	8	建築工事業	50歳代	木造住宅新築工事現場で清掃作業を行っていたが、15時30分ごろ、倒れ込み、痙攣を起こしたため、病院に搬送されたが、2日後に死亡した。同WBGT値は30.1
6	8	建築工事業	40歳代	朝から解体工事現場で廃材の片付、清掃を行っていたが、16時20分ごろ突然尻餅を付き倒れたため、日陰で休ませたが、意識がはっきりせず、同僚が近くの病院に搬送中に容態が急変し、119番で救急搬送したが死亡した。同WBGT値は31.5
7	9	建築工事業	40歳代	事務所新築工事現場でコンクリートブロック仮置作業中、14時50分頃ふらつきながら意味不明の言葉を発したので、同僚が水分を取らせ休ませていたが、次第に目の焦点が合わなくなり倒れたので救急搬送したが死亡した。同WBGT値は29.5
8	7	土木工事業	50歳代	林道工事で9時から草刈り機で除草作業中、10時40分頃作業を止めて歩き出し、気分が悪いとあって、座り込んだ。11時10分頃本人が119番通報し、病院搬送されたが、死亡した。同WBGT値は23.9
9	8	土木工事業	40歳代	8時から除草作業の草の集積と積込み作業中、14時頃体調不良を訴え、休憩させていたが、突然震え、嘔吐し、痙攣が始まった。いったん収まったが再度嘔吐したので119番通報し救急搬送されたが死亡した。同WBGT値は25.7
10	8	土木工事業	60歳代	8時から草刈り機を使い資材置き場の除草作業中、11時頃体調不良を訴え、車中で休憩したが回復しないため45分後に自宅に帰った。17時頃帰宅した妻が屋内で横たわっている被災者を発見し搬送された病院で死亡。同WBGT値は29.4
11	8	土木工事業	30歳代	8時30分から草刈り機を使用し除草作業中、16時15分頃同僚に近づき大の字になって倒れ、意識を失った。救急搬送したが死亡した。同WBGT値は26.1
12	8	土木工事業	50歳代	民家新築工事現場で外構工事を行っていたが、16時35分頃作業を終えトラックに乗ろうとして脱輪し、付近で倒れていたところを発見され、一言言った後反応がなく、救急搬送したが死亡した。同WBGT値は29.5
13	7	警備業	50歳代	9時から住宅新築現場で交通整理をし、昼休憩の12時頃体調が悪そうだったのでしばらく休むよう指示し、16時30分頃様子を確認に行ったところ、倒れている被災者を発見し、救急搬送されたが21日後に死亡した。同WBGT値は31.5
14	7	警備業	40歳代	ガス管入れ替え工事現場で9時～17時まで交通整理作業をし、同僚と会社に帰り自転車で帰宅、18時30分居宅入口で倒れているところを歩行人に発見され、救急搬送したが死亡した。同WBGT値は31
15	7	警備業	20歳代	8時から街路樹伐採現場で交通整理を行っていたが、15時30分ふらふらしながら同僚に、もう無理、と申した。自力で歩けなかったため、病院に搬送したが翌日死亡した。同WBGT値は31.6
16	8	警備業	40歳代	8時から道路の除草作業の交通誘導作業を行っていたが、17時に作業を終え、同僚の車の助手席に乗っていたとき意識を失いもたれかかるように倒れた。救急搬送したが死亡した。同WBGT値は29.8
17	8	警備業	50歳代	8時30分から工場屋根改修現場で車両誘導を行っていたが、終業時の16時50分に明日、明後日休みたいと言い、車で帰宅した。17時15分頃、近くの路上で倒れているところを発見され、救急搬送されたが死亡した。同WBGT値は31.6
18	8	警備業	50歳代	除草作業現場の側道で交通整理を行っていたが、10時45分頃同僚が異変に気づき、休憩するよう声を掛けた。被災者が移動しようとしてその場で倒れ、病院に搬送されたが翌日死亡した。同WBGT値は31
19	8	警備業	50歳代	道路災害復旧工事現場の交通整理を行っていたが、13時40分頃、放心状態になっているところを他の作業員が気づき、休憩させた。10分後、同作業員が様子を見に行ったところ、被災者が倒れており救急搬送したが死亡した。同WBGT値は29.9

行政トピックス

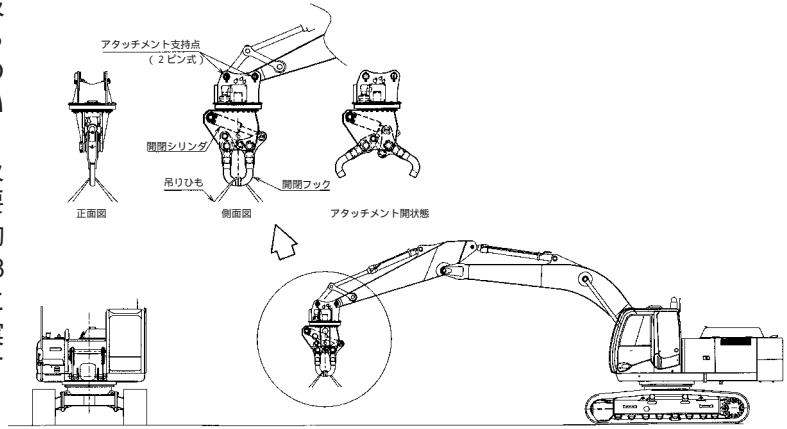
「土のう設置装置」はクレーン則の対象になると判断される

厚生労働省はこのほど、「ドラグショベルに開閉式フック付きのアタッチメントを装着して土のうをつり上げて運搬する機械の取扱いについて」の通達（平成28年3月7日付基安安発第0327第2号）を出しました。

近年、東日本大震災等での道路の復旧工事等の際に、土のうの運搬作業を緊急に、効率的に行うために開閉式フック付きアタッチメントを取り付け、土のうを運搬する「土のう設置装置」が開発され、普及が進んでいます。運搬の際には、土のう（荷）をつり上げ水平に運搬することから、この機械の労働安全衛生法上の適用に疑義が生じていたものですが、厚生労働省は同機械を移動式クレーンに該当するとし、クレーン等安全規則の適用対象となることを明確にしました。

これに伴い、同機械を取扱う際の留意事項として、つり上げ荷重に応じ、クレーン則第67条の特別教育（つり上げ荷重が1トン未満）第68条の運転資格（つり上げ荷重1トン以上5トン未満の小型動式クレーン運転技能講習修了者）が必要になるが、加えて車両系建設機械の運転技能講習修了が望ましいとしています。

また、クレーン則第76条及び77条の定期自主検査が必要になるが、これに加えて労働安全衛生規則第167条及び168条に基づく車両系建設機械に係る定期自主検査も併せて実施することが望ましいとしています。



建設業における平成27年度（10月～3月）司法事件一覧（送致事案）

広島労働局監督課

No.	業種	送致時期	被疑法令	条項	あ ら ま し
1	その他の建設業	平成27年10月	労働基準法違反	労基法第24条第1項	建設コンサルタント会社の労働者4名に対し、平成26年11月分から同27年5月分までの7か月分の賃金約593万円を各所定支払期日に支払わなかったとして、会社と代表取締役が送検されたもの。
2	その他の建築工事業	平成27年11月	労働安全衛生法違反	安衛則第524条（スレート等の屋根上の危険の防止）	工場解体撤去工事現場で、労働者1名に同工場のスレート屋根上で親綱設置作業を行わせていたところ、同屋根を踏み抜き、約3.5メートル下の地上に墜落し半身不随の重傷を負う災害が発生した。当時、関係請負人の現場責任者は、同屋根に幅が30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等、踏み抜き防止措置を怠っていたとして法人とともに送検されたもの。
3	その他の建築工事業	平成28年2月	労働安全衛生法違反	安衛則第653条第1項（特定元方事業者）安衛則第519条第1項（関係請負人2社）（物品揚卸口等についての措置）	ビル解体工事現場で、関係請負人（2次）の労働者を使用して足場の組立て作業を行わせていたところ、解体予定の6階建物屋上の開口部から約21メートル下の地上に墜落し死亡する災害が発生した。当時、特定元方事業者の代表取締役と関係請負人の現場責任者2名は、同開口部に手すりを設ける等、墜落防止措置を怠っていたとして法人とともに送検されたもの。
4	その他の建築工事業	平成28年3月	労働安全衛生法違反	クレーン則第74条の2（吊り荷下への立入禁止措置）	ビル解体工事現場で、移動式クレーンによる荷卸り作業を行っていたところ、吊り荷が荷崩れをして、下方にいた労働者1名に激突し死亡する災害が発生した。当時、工事責任者は、労働者を結束されていない複数の荷の下に立ち入らないようにしなかったとして法人とともに送検されたもの。
5	その他の建築工事業	平成28年3月	最低賃金法違反	最賃法第4条第1項	住宅設備会社の労働者3名に対し、平成27年4月分から同年10月分までの7か月分の賃金約515万円を各所定支払期日に支払わなかったとして、会社と代表取締役が送検されたもの。

平成27年・28年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成28年3月末)

事故の型別	墜落	転倒	激突	飛来	崩壊	突	はき	切	踏	高・低	有害	感電	火災	交通	動作	その他	合計
平成27年	27	2	4	2	1	2	8	4	0	0	0	0	0	2	5	0	(0) 57
平成28年	25	11	6	5	(1) 1	3	8	3	0	0	0	0	0	0	3	0	(1) 65

()内は、死亡の内数

平成27年・28年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成28年3月末)

監督署別	全 産 業							建 設 業								
	平成27年			平成28年			増減数	平成27年			平成28年			対前年増減数	対前年増減数 (%)	建設業 / 全産業 (%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央	0	144	144	0	155	155	11	0	12	12	0	19	19	7	58.3	12.3
呉	0	52	52	1	27	28	-24	0	7	7	0	2	2	-5	-71.4	7.1
福山	1	92	93	2	104	106	13	0	12	12	1	16	17	5	41.7	16.0
三原	1	27	28	0	26	26	-2	0	3	3	0	2	2	-1	-33.3	7.7
尾道	1	33	34	0	32	32	-2	0	5	5	0	6	6	1	20.0	18.8
三次	0	32	32	0	31	31	-1	0	6	6	0	7	7	1	16.7	22.6
広島北	0	54	54	0	51	51	-3	0	10	10	0	6	6	-4	-40.0	11.8
廿日市	0	40	40	0	54	54	14	0	2	2	0	6	6	4	200.0	11.1
合計	3	474	477	3	480	483	6	0	57	57	1	64	65	8	14.0	13.5

平成28年度年度更新の手続きは、

6 / 1 ~ 7 / 11

までをお願いします。

平成28年4月1日雇用保険率が改正になりました。(平成28年度労災保険率の変更はありません。)

雇用保険料率	平成28年度			平成27年度		
	保 険 率	内 訳		保 険 率	内 訳	
		事業主 負担分	被保険者 負担分		事業主 負担分	被保険者 負担分
一般の事業	11.0 / 1000	7.0 / 1000	4 / 1000	13.5 / 1000	8.5 / 1000	5 / 1000
農林水産・ 清酒製造業	13.0 / 1000	8.0 / 1000	5 / 1000	15.5 / 1000	9.5 / 1000	6 / 1000
建設業	14.0 / 1000	9.0 / 1000	5 / 1000	16.5 / 1000	10.5 / 1000	6 / 1000

平成26年4月1日より、一般拠出金率は改正しています。(0.05 / 1,000から0.02 / 1,000に引き下げ)

お問い合わせ先：広島労働局総務部労働保険徴収課 (TEL082 - 221 - 9246) 又は、
最寄りの労働基準監督署へ

平成28年度講習計画

(平成28年5月～平成28年7月末までの計画)

建設業労働災害防止協会広島県支部

建設工事に従事する労働者の
ための安全衛生教育
「建設従事者教育」(6時間)
*要請により、随時実施(支部)

作業主任者技能講習の日程

足場の組立て等	実施場所	担当分会	地山の掘削及び土止め支保工	実施場所	担当分会	型枠支保工の組立て等	実施場所	担当分会
5月24～25日	福山市	福山	5月17～19日	呉市	呉	5月17～18日	三次市	三次
7月21～22日	福山市	福山	6月21～23日	広島市	広島	6月2～3日	福山市	福山
26～27日	広島市	広島	7月13～15日	福山市	福山	7月12～13日	広島市	広島
建築物等の鉄骨の組立て等	実施場所	担当分会				酸欠・硫化水素危険	実施場所	担当分会
6月9～10日	広島市	広島				6月17～18・20日	広島市	支部

特別教育等の日程

足場の組立て等(3時間)	実施場所	受付分会	低圧電気取扱業務	実施場所	受付分会	刈払機取扱作業	実施場所	受付分会
5月20日	広島市	広島	5月13日	福山市	福山	6月14日	三次市	三次
24日	呉市	呉	7月7日	広島市	広島			
6月6日	福山市	福山	21日	呉市	呉	自由研削砥石取替え等業務	実施場所	受付分会
24日	広島市	広島				6月28日	広島市	広島
7月9日	広島市	広島						
20日	尾道市	尾道	巻き上げ機(ウインチ)運転	実施場所	受付分会	高所作業車運転業務	実施場所	受付分会
			7月7日	福山市	福山	7月5日	福山市	福山
足場の組立て等(6時間)	実施場所	受付分会						
5月17日	福山市	福山						

職長等各種教育の日程

職長・安全衛生責任者教育	実施場所	受付分会	現場管理者統括管理	実施場所	受付分会	熱中症予防指導員	実施場所	受付分会
5月12～13日	尾道市	尾道	5月30日	広島市	広島	5月24日	広島市	広島
25～26日	広島市	広島	6月10日	呉市	呉	6月15日	広島市	広島
5月31日～6月1日	三次市	三次	16日	福山市	福山	23日	福山市	福山
6月16～17日	呉市	呉	7月7日	尾道市	尾道			
7月20～21日	広島市	広島						
			足場能力向上教育 足場点検実務者研修	実施場所	受付分会	新総合工事業者のリスクアセスメント	実施場所	受付分会
車両系(整地等) 運転業務従事者教育	実施場所	受付分会	6月16日	広島市	広島	6月29日	広島市	広島
7月12日	三次市	三次						
			足場能力向上教育	実施場所	受付分会	安全衛生推進者教育	実施場所	受付分会
			6月21日	福山市	福山	7月28日	福山市	福山

* 詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。

なお、定数に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。

建災防広島県支部 (082) 228 - 8250

広島県支部各分会

広島分会 (082) 228 - 8252
 呉分会 (0823) 22 - 6886
 福山分会 (084) 924 - 4320

三原分会 (0848) 63 - 9920
 尾道分会 (0848) 22 - 8918

三次分会 (0824) 62 - 4391
 廿日市分会 (0829) 31 - 0196

ホームページアドレス

建災防広島県支部 <http://www.jcosha-hiroshima.jp/>
 建災防広島県支部広島分会 <http://www.jcosha-hiroshima.jp/hiroshimabunkai/>
 建災防広島県支部福山分会 <http://fukubun.sakura.ne.jp/>
 建災防広島県支部三次分会 <http://ww7.enjoy.ne.jp/~kfm62/>